

明治四十一年法律第五十七号

北海道国有未開地処分法
北海道国有未開地ノ処分ハ本法ニ依リ北海道府長官之ヲ行フ

第一条 土地ノ売払ハ、特定地ノ区域ヲ限り特定地ヲ設置ス
又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ

第二条 土地ノ売払ハ、特定地ノ区域ヲ限り特定地ヲ設置ス
特定地ハ、特定地ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付与ス

第四条 公用又ハ公共ノ利益ト為ルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付与シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五条 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六条 売払ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並モ賣払及貸付ノ方法ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 民有地トノ交換ハ、価額相均シキモノニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第八条 売払ヲ為ス土地ニ閑スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九条 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第一無償貸付 十年

第二有償貸付 十五年

第十条 前二条ノ期間ハ、植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限り特ニ二十年迄之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ予定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者ニ

対シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ、通シテ予定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二条 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ハ之ヲ譲渡スコトヲ得ス但シ行政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ貸付処分ヲ取消スコトヲ得

第十三条 売払又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ヲ取得シタル者ハ、本法ニ依ル前者ノ権利義務ヲ承継ス

違反シタルトキハ未成功地ノ全部ニ付売払又ハ貸付ノ処分ヲ取消スヘシ此ノ場合ニ於テ拓殖上又

ハ、土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部又ハ全部ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ売払ヒタル土地ニ付テハ、売払代金ハ之ヲ還付セス

第十五条 左ノ場合ニ於テハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付与ノ処分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

第一十六条 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト為ルヘキ事業ニ供スル為必要アルモノハ之ヲ返還セ

ノ目的ニ使用セサルトキ

第二十七条 第四条又ハ第五条ニ依リ付与又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ二年内ニ事業ニ着手セス又ハ予定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十八条 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ売払、貸付若ハ付与ノ処分ノ取消スヘシ

ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政府ノ指定スル期間内

償ス但シ第三条第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定価額其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多キトキハ其ノ価額ニ依リテ弁償ス

リ多キトキハ其ノ価額ニ依リテ弁償ス

前項ノ処分ニ要スル費用ハ、返還地ノ使用ヲ為スヘキ者ニ於テ之ヲ負担スヘシ

第十九条 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ売払、貸付若ハ付与ノ処分ノ取消スヘシ

ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政府ノ指定スル期間内

處分若ハ付与ノ処分ノ取消スヘシ

ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレサルモノハ國ノ所有ニ帰ス

第二十条 土地ノ売払又ハ付与ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地台帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

前項ノ登記ノ申請ヲ為ス者ハ、本法ニ依リ処分セラレタル土地タルコトヲ申請情報ノ内容トスルコトヲ要ス

第二十一条 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ処分スルコトヲ得

第二十二条 売払、貸付又ハ付与ノ処分ノ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權以外ノ権利ハ消滅ス

第二十三条 売払ヒ又ハ付与シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政府ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官ハ通知ノ事項ヲ登記記録中権利部ニ記録スルコトヲ要ス

附則（昭和二年三月三日法律第二九号）抄

附則（昭和二年五月一六日法律第一四〇号）抄

附則（昭和二年三月三日法律第一四〇号）抄

附則（昭和二年五月一六日法律第一四〇号）抄

附則（昭和二年五月一六日法律第一四〇号）抄